

甲賀市生涯学習支援スタッフネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、一人ひとりの生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、甲賀市生涯学習支援スタッフネットワーク(以下「教育人材バンク」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「人材」とは、生涯学習推進についての理解と熱意を持ち、持てる知識または技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲ある者をいう。

(事業)

第3条 教育人材バンクの事業は次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更および取り消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理および提供に関すること。
- (3) 人材の発掘および養成に関すること。
- (4) その他教育人材バンクについて必要なこと。

(人材の登録)

第4条 教育人材バンクに登録できる者は、個人または団体とする。ただし、政治宗教または営利を目的とする者は、登録できない。

(登録の領域)

第5条 登録の領域は、「生涯学習支援スタッフ」(指導者・スタッフ)と「学校支援スタッフ」(教育活動・環境整備)の2領域とし、分野は別に定める。

(登録の方法)

第6条 教育人材バンクに登録しようとする者は、生涯学習支援スタッフネットワークシステム登録申請書(様式1号)を甲賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の登録申請書を受けたときは、内容を確認の上、登録を決定し、当該申請者に通知するとともに登録証(様式2号)を発行するものとする。

3 前項のほか教育委員会が登録を適当と認める者については、本人の承諾を得て登録することができる。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録基準日(登録の有効期間の初日をいう。)から3年とする。ただし、登録基準日以後に有効期間の途中で登録された登録者にあつては、登録された日から当該有効期間の末日までとする。

(登録事項の公表)

第8条 教育人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)に係る事項の

うち次に掲げるものについては、公表するものとする。ただし、本人の申し出があった場合はこの限りでない。

(1) 氏名（団体においては、団体名および代表者名）

(2) 性別

(3) 年齢

(4) その他必要な事項

（登録の取り消し）

第9条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 登録者から申出があったとき

(2) 登録者が教育人材バンクを利用して政治、宗教または営利目的の活動を行ったとき

(3) その他教育委員会が不相当と認めたとき

（登録の変更）

第10条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

（教育人材バンクの利用）

第11条 教育人材バンクを利用できる者は、市内に在住し、在勤し、もしくは在学している5人以上のグループまたは団体とする。

2 利用の目的は、生涯学習、学校教育、青少年健全育成、まちづくり学習の際の指導者、支援ボランティアとする。

3 政治、宗教または営利を目的とする場合は、教育人材バンクを利用できない。

（必要経費の負担）

第12条 利用に際しての資料代、材料費、交通費その他必要な経費は利用者が負担する。

2 指導料については、有料の場合当事者で相談して決める。

（庶務）

第13条 教育人材バンクの庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年6月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。